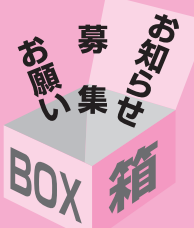


情報



〈お問い合わせは〉

役 場 ☎388-1111 松枝公民館 ☎387-0156
 北 事 務 所 ☎387-6266 総合会館 ☎387-8432
 福 健 康 セ ン タ ー ☎388-7171 福 祉 会 館 ☎387-1121
 中 央 公 民 館 ☎388-3231 町 社 会 福 祉 ☎387-5332
 (町体育協会事務局) 協 議 会
 歴 史 民 俗 資 料 館 ☎388-0161

主婦と税(パートと税)

岐阜南税務署

パート収入があるときは

パート収入は、通常、給与所得となります。課税される所得は、パートの年収から、給与所得控除額(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた残額です。

例えば、パート収入が120万円で所得控除が基礎控除だけの場合、課税される所得は17万円となり、所得税は1万7,000円(平成17年分については定率減税が実施されているため1万3,600円)となります。

内職などの収入があるとき

内職などの収入は、収入から必要経費を差し引いた残りが事業所得又は雑所得となります。ただし、パート収入とのバランスを図るため、次のいずれにもあてはまる方については、必要経費が65万円に満たない場合は65万円(収入金額が限度です。)を必要経費として差し引くことができます。

①家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の方に対して継続して労務の提供をする方

②事業所得及び雑所得の必要経費と給与所得の収入金額の合計が65万円に満たない方

したがって、収入が内職だけの場合は、パート収入と同様に年収が103万円以下ですと所得税はかかりません。

配偶者控除と配偶者特別控除

例:夫に所得があり、妻の収入がパート収入のみの方の場合

妻のパート収入が103万円までであれば、夫は配偶者控除(38万円)が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象ではない妻について、妻の所得によって調整されますが、最高額は38万円です。

この控除は、パート収入が103万円を超えて141万円未満であれば受けることができます。

ただし、夫の合計所得が1,000万円(給与収入で約1,231万円)を超える年には受けることはできません。

| 配偶者のパート収入 | | 配偶者控除額 | 配偶者特別控除額 |
|-----------|---------|--------|----------|
| 103万円以下 | 103万円以下 | 38万円 | 一万円 |
| 103万円超 | 105万円未満 | — | 38 |
| 105万円以上 | 110万円未満 | — | 36 |
| 110万円以上 | 115万円未満 | — | 31 |
| 115万円以上 | 120万円未満 | — | 26 |
| 120万円以上 | 125万円未満 | — | 21 |
| 125万円以上 | 130万円未満 | — | 16 |
| 130万円以上 | 135万円未満 | — | 11 |
| 135万円以上 | 140万円未満 | — | 6 |
| 140万円以上 | 141万円未満 | — | 3 |
| 141万円以上 | — | — | — |

【問合せ】 岐阜南税務署 個人課税部門 ☎271-7113



<http://www.kasamatsu-keiba.com/>

紅葉(SPⅢ)シリーズ

11月8日(火) がんばれ笠松競馬特別
 9日(水) (東海・北陸・近畿交流)
 スポーツニッポン杯 第29回サラ・プリンセス特別(SPⅢ)
 10日(木) 虎渓山特別
 11日(金) 競馬ユース杯
 チャンピオンジョッキシリーズ第13戦

笠松グランプリ(SPI)シリーズ

11月21日(月) こまどり特別
 22日(火) 古太尺特別(JRA指定交流)
 白川郷特別(JRA指定交流)
 23日(祝) (東海・北陸・近畿交流)
 第1回 笠松グランプリ(SPI)
 24日(木) 平湯賞
 25日(金) JA岐阜南 農業祭特別

ホームページにてレース映像配信実施中
 NTTドコモ「FOMA」ライブ中継配信中

赤い羽根 共同募金

「地域の福祉
みんなで参加」



【問合せ 福祉健康課】

乳幼児をもつ親と子を対象に、子育て支援センターでは、親子遊びや人形劇観劇などの子育てサロンを、児童館では親子遊びなどのびよびよ広場を開催し、親子のふれあいや親同士の交流の場を提供しています。

一歳児の親ですが、子育てで困ったときはどうすればいいですか。

保健師や栄養士・歯科衛生士などにより、育児方法や身体計測、栄養指導などを行う育児相談を、毎月四回実施しています。また、乳幼児健康診査やお誕生教室(十一月児)・ここのこ教室(二歳児)も開催しています。開催月などについては、十一月号広報の十五ページをご覧ください。更に、地域の母子保健推進員も各種の子育て相談を受付けています。

こんなときどうするの



このコーナーでは、日ごろ町民の皆さんから役場へ寄せられる質問・意見などを回答とともに紹介します。